

オンラインを活用した委員会の開催について

令和 4 年 2 月 15 日 議会事務局

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、1 月 21 日の常任委員会を「書面調査」とすることについて新型コロナウイルス感染症対策代表者会議（文書による持ち回り）において諮ったところ、オンラインを活用して開催できるようにすべきとの意見が多数寄せられたことから、下記のとおり 2 月定例会の常任委員会（2/24 予備調査）からオンラインを活用した委員会の開催が可能となるよう、委員会条例の改正等を進めることについて協議するものです。

記

1 基本的な方向性（案）について

2/22 2 月定例会 開会日

※先議にて、常任委員会等のオンライン開催が可能となるよう委員会条例の改正を採決。

2/24 常任委員会（予備調査）

※運用を開始（濃厚接触者となった議員や議会棟への参集が困難な執行部（県外本部、県立病院長などを想定）については、委員長の判断によりオンラインでの出席を可能とする。）

2 必要な条例改正等について

(1) 委員会条例の改正

主な内容

- 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生、その他のやむを得ない理由で、委員が委員会に参集することが困難であると委員長が認める場合、委員長はオンラインを活用した委員会を開催することができる。
- 執行部の説明職員についても、同様とする。

(2) オンライン委員会運営要綱の策定

主な内容

- オンラインを活用した委員会の運営に関する必要な事項を定める。
 - ・オンライン委員会の開会や参加申請の手続き
 - ・オンライン委員会への出席と認める場合の要件
 - ・オンライン参加委員の責務（必要なセキュリティ対策、環境整備など）
 - ・表決の方法、秩序維持に関する措置 等

(3) オンライン委員会実施マニュアルの作成

主な内容

- オンラインを活用した委員会の準備や当日の運営に必要な事項を整理する。
 - ・オンライン委員会の開会前の準備（接続環境の事前確認など）
 - ・委員会の運営（進行や通信環境が不具合となった場合の対応）
 - ・その他（通信環境が不具合の場合の Q & A、必要な機器整備） 等

3 今後のスケジュールについて

上記1の基本的な方向性（案）のとおり2月24日の常任委員会から適用を開始するための手続きについては、次のとおり。

日程	対応の内容
2月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● (9:00) 新型コロナウイルス感染症対策代表者会議・正副委員長会議 ・委員会条例の改正案、運営要綱案について説明・協議
2月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● (16:15) 新型コロナウイルス感染症対策代表者会議・正副委員長会議 ・委員会条例の改正案・運営要綱案の協議
2月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● (9:15) 議会運営委員会 ・議会日程の追加（開会日で先議） ・発議方法の決定 ・運営要綱案の協議 ● (10:00) 本会議 ・改正条例の採決 ○オンライン委員会運営要綱の策定 ○オンライン委員会実施マニュアルの作成
2月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● (10:00) 常任委員会 ・<u>原則、集合開催</u> ⇒新型コロナの感染状況等を踏まえ、常任委員長がオンラインを活用した委員会の開催の可否を判断。 (オンラインを活用して開催する場合) →委員から申請があるときは、委員長がオンラインでの参加の可否を判断。 →執行部（県外本部、県立病院長などを想定）から申請があるときは、委員長がオンラインでの参加の可否を判断。

オンライン委員会を可能とするための条例改正案の概要

1 条例の改正理由

- 新型コロナウイルス感染症については、「第6波」の襲来に伴い、本県の感染者数もかつてなく大幅な増加傾向にあり、新たな変異株発生のおそれやワクチン・治療薬の供給状況等に照らすと、当分の間、収束を見通すことができない状況にある。また、近年は全国各地で地震や豪雨等の大規模な災害等も頻発している。
- このような状況の下では、委員が委員会室に参集することが困難となり、委員会を開会することができない事態が生じるおそれがあることから、Web会議システム等の活用により、委員会をオンラインでも開会することができるようにするため、県議会委員会条例に所要の改正を行うものである。

2 条例改正のポイント

(1) 委員会の開催方式にオンラインを追加する

① 原則…集合開催（委員会室に委員及び執行部が参集）

維持

② 例外…委員会室への参集とオンライン参加の併用

解禁

(2) オンライン併用の条件

委員が委員会室に参集することが困難であるとき

委員長職権

- ① 重大な感染症のまん延防止措置の観点から
- ② 大規模な災害等の発生により
- ③ その他のやむを得ない事由により

※委員に①～③にかかわる個別の事情が生じたときは、各委員から委員長に申し出ることできる（委員長は各委員の事情も踏まえ、職権を行使する）

(3) 委員長の許可を得てオンライン参加する委員は、出席とみなされる

※Web会議システムで音声と映像の両方を相互に確認できなければならない

(4) オンライン委員会の運営のため必要な細目は、議長が別に定める

※議会運営委員会・正副委員長会議の協議を経て、議長が運営要綱を定める

- ① 委員のオンライン参加は、各委員の状況を踏まえ、個別に許可
- ② オンライン参加委員の情報セキュリティ対策、当日の接続テスト
- ③ 全員のオンライン参加は想定しない（委員長又は副委員長の委員会在室）
- ④ 表決の方法（挙手と発声／簡易採決は可／投票は不可）等

(5) 執行部のオンライン参加も認める

※委員の取扱いに準じて、許可することができる

委員長職権

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集) 第10条 略 2 略</p> <p><u>(開会の特例)</u> 第10条の2 <u>委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生若しくはその他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参加することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員（前項の許可を得た委員に限る。）については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求) 第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「説明者」という。）に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p> <p><u>2 第10条の2の規定は、説明者について準用する。</u></p>	<p>(招集) 第10条 略 2 略</p> <p>(出席説明の要求) 第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会オンライン委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）第10条の2第4項の規定に基づき、オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項を議会運営委員会及び正副委員長会議に諮って定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）オンライン委員会 オンラインを活用した委員会をいう。
- （2）オンライン参加 オンラインにより委員会に参加することをいう。
- （3）オンライン参加委員 オンラインにより委員会に参加する委員をいう。
- （4）オンライン出席委員 条例第10条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされる委員をいう。
- （5）委員会室出席委員 委員会室において委員会に出席する委員をいう。

（オンライン委員会の開会）

第3条 委員長は、条例第10条の2第1項の事由に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び次項の申請書を提出した委員の意見を聞かなければならない。

2 委員は、オンライン参加を求めるときは、当該委員会の開会の日の前々日（県の休日は、算入しない。）の正午までに、申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。ただし、緊急のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 委員長は、第1項の規定による決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。ただし、緊急のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（オンライン参加の申請）

第4条 前条第3項の規定による通知を受け、オンライン参加を求める委員（前条第2項の申請書を提出した委員を除く。）は、当該委員会の開会の日の前日（県の休日は、算入しない。）の正午までに、申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。ただし、緊急のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 委員長は、前条第2項及び前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、特別の事情がない限り、条例第10条の2第2項の許可をするものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の意見を聞くことができる。

（オンライン参加の理由の非公表）

第5条 委員がオンライン参加を申請した理由については、公表しないものとする。ただし、当該委員の同意があったときは、この限りでない。

（オンライン参加委員の責務）

第6条 オンライン参加委員は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- （2）オンライン参加委員が現にいる場所を個室その他の静寂な場所に定めること。
- （3）オンライン参加委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。ただし、当該委員の情報通信機器の操作を補助させるためあらかじめ委員長が許可した者については、当該委員が表決に加わるときを除き、この限りでない。
- （4）委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン参加委員は、委員会の開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン参加のために必要な経費は、オンライン参加委員の負担とする。

(正副委員長のオンライン参加の取扱い)

第7条 委員長及び副委員長の方がオンライン参加をし、又は欠席するときは、委員会の円滑な議事運営を図る観点から、他の一方は、オンライン参加をすることができない。

(オンライン出席委員)

第8条 委員長は、オンライン参加委員について、委員会室において当該委員の映像及び音声を確認することができる場合に限り、オンライン出席委員と認めるものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長又は年長の委員会室出席委員の意見を聞くことができる。

(表決の方法)

第9条 委員長は、挙手又は起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の賛否を挙手及び発言により一人ずつ確認し、併せて委員会室出席委員の賛否を挙手又は起立により確認し、それぞれの賛否を合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、簡易表決をとろうとするときは、オンライン出席委員及び委員会室出席委員に対し、同時に異議の有無を諮るものとする。

3 表決の宣告の後、前条の規定による確認をすることができないオンライン参加委員は、表決に加わることはできない。

4 オンライン委員会においては、投票による表決をすることができない。

(秩序保持に関する措置)

第10条 委員長は、オンライン参加委員が条例第18条第2項に規定する状況にあると認めるときは、通信回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(準用)

第11条 第3条から第6条まで及び第8条の規定は、説明者について準用する。

附 則

この要綱は、鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（令和4年鳥取県条例第 号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条・第4条関係）

オンライン委員会参加申請書		年 月 日
委員長	様	委員名
下記のとおりオンラインを活用した委員会に参加することの許可を求めます。		
記		
1	開会の日	
	年 月 日	
2	理 由	
3	参加する場所（例：自宅から、事務所から）	
4	電子メールアドレス（オンライン参加に必要な情報の送付先）	
5	緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた場合等の連絡先となる電話番号）	
6	情報通信機器の操作を補助する者（有無、有の場合はその氏名及び間柄）	
※本申請書に記載された個人情報は、オンライン委員会参加の目的以外には使用いたしません。		